

●香川県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成24年5月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成24年2月28日	佐藤歯科医院	さぬき市志度1018番地3
平成24年3月12日	大川歯科医院	小豆郡小豆島町蒲生1427番地1
平成24年3月31日	いぬい歯科えり矯正歯科	坂出市江尻町409番地1
平成24年3月31日	かさいデンタルクリニック	綾歌郡綾川町陶5870番地2